第七条　新たな国際連合規則の作成

1　一方の締約国は、新たな国際連合規則を作成することが必要であると認める場合にはいつでも、安全性及び環境の保全を確保し、並びに強制規格の調和を促進するため、他方の締約国と協議する。

2　両締約国は、新たな国際連合規則を作成することに合意する場合には、国際連合規則の共同案を作成し、WP二十九に提出するために協力する。両締約国は、WP二十九における当該共同案の早期採択を目的として協力する。

3　各締約国は、新たに採択された国際連合規則が2に規定する当初の共同案と著しい相違がないことに両締約国が合意する場合には、当該国際連合規則に定める日から、当該国際連合規則に従って与えられる型式認定を受け入れ、及び付録二―C―1の表に当該国際連合規則を含める。両締約国間で意見の相違がある場合には、千九百五十八年協定の権利及び義務を適用する。

第八条　国際連合規則の適用の終止

1　一方の締約国は、付録二―C―1又は付録二―C―2に掲げる国際連合規則の適用を終止する意図を有する例外的な場合には、他方の締約国に対して自国の意図を通報する。この通報については、当該国際連合規則の適用が終止する日の一年前に行う。

2　一方の締約国は、国際連合規則の適用を終止する前に、千九百五十八年協定に基づいて利用可能な他の手段又は措置を検討するために他方の締約国と対話を行う。

3　一方の締約国は、正当に裏付けられた理由を説明した後に、千九百五十八年協定に基づき、国際連合規則の適用を終止することを決定することができる。

第九条　付録の更新

1　両締約国は、第六条3の規定に基づいて合意された改正を反映し、第七条3の規定に基づいて新たな国際連合規則を含め、及び前条3の規定に基づいて適用が終止した国際連合規則を削除するため、第二十二・四条1の規定に基づいて設置される自動車及び部品に関する作業部会の評価に基づき、第二十三・二条3及び4(b)の規定に従って合同委員会の決定により付録二―C―1又は付録二―C―2を改正する。

2　第五条2の規定に基づいて合意される日付は、付録二―C―2に含める。同付録に掲げる国際連合規則が適用される場合には、当該国際連合規則は、付録二―C―1に移行される。

3　両締約国は、第五条2の規定に基づく協議において第六条の規定との関連において特定の改正に合意できない場合には、対象となる国際連合規則の適用の日付を変更することができるものとし、また、付録二―C―2から当該国際連合規則を削除することに合意することができる。

第十条　国際的な車両の型式認定

1　各締約国は、国際連合規則第零号を適用し、並びに国際的な車両の型式認定が対象とする分野において、全ての国内強制規格及び適合性評価手続に適合しているものとして、国際的な車両の型式認定証が交付された他方の締約国の産品を、千九百五十八年協定に従い、追加的な試験、文書、証明又は表示を要求することなく受け入れる。

2　両締約国は、国際連合規則第零号の世界的な活用を促進するためにその実施について協力し、及びその対象範囲を追加的な車両区分に拡大することについて協力することに合意する。

第十一条　現行の国内強制規格の改正

1　両締約国は、国際連合規則に基づいて型式認定が与えられた産品の輸入及び自国の国内市場への提供のための正当な目的を達成するために必要な範囲を超えて貿易制限的となるような態様で現行の国内強制規格を改正することを差し控える。

2　両締約国は、国際連合規則を通じた強制規格の調和に関する国際的な取組の重要性を認識しつつ、安全性及び環境の保全を強化するために現行の国内強制規格を改正する場合には、現行の国際連合規則との収れんを高めることを積極的に検討する。

第十二条　国内強制規格の導入

1　両締約国は、両締約国が適用している国際連合規則が対象とする分野について、当該国際連合規則に基づいて型式認定を与えられた産品の輸入及び自国の国内市場への提供を妨げ、又はこれらのための負担を増加させる効果を有する新たな国内強制規格又は適合性評価手続を導入することを差し控える。ただし、当該国内強制規格又は適合性評価手続が当該国際連合規則によって明示的に規定される場合は、この限りでない。

2　一方の締約国の規制当局は、自国が現行の国際連合規則が対象としていない分野における国内強制規格又は適合性評価手続を作成し、又は改正する意図を有する場合（両締約国が第六条及び第七条の規定を遵守する場合を除く。）には、次のことを行う。

(a)　初期の段階において、他方の締約国の規制当局に対して規制の目的及び計画を通報し、並びに予定する国内強制規格又は適合性評価手続に関する規制の正当性又は既存の影響評価を伝達すること。

(b)　一方の締約国が国内強制規格又は適合性評価手続を導入する意図を有する分野において、新たな国際連合規則を作成し、及び採択し、又は現行の国際連合規則を改正する可能性を評価すること。

(c)　国際連合規則が対象としていない分野における国内強制規格又は適合性評価手続を導入することを一方の締約国が決定するときは、他方の締約国側の自動車及び部品に関する作業部会の共同議長に通報すること。

第十三条　協議手続

1　一方の締約国がこの協定に基づいて国内強制規格又は適合性評価手続を導入し、又は改正することを決定する場合には、他方の締約国は、一方の締約国との協議を要請することができるものとし、また、一方の締約国は、当該協議を遅滞なく受け入れる。両締約国は、当該協議が行われている間、二国間の貿易に対する悪影響を最小限にするための解決を図るために協力する。一方の締約国は、即時の行動を必要とする場合には、当該協議が完了する前に国内強制規格又は適合性評価手続を制定することができる。一方の締約国は、緊急性及び安全性又は環境への差し迫った危険を通報し、及び実証する。

2　両締約国が解決について合意することができない場合には、1に規定する一方の締約国は、自国の国内強制規格又は適合性評価手続を制定することができるものとし、また、他方の締約国は、当該国内強制規格又は適合性評価手続が両締約国間の貿易に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、第十九条の規定に従って第二十一章の規定による紛争解決を利用することができる。

3　1に規定する一方の締約国が制定する国内強制規格又は適合性評価手続（新たな又は改正されたもの）に関し、他方の締約国による1に規定する協議を提起するかどうかの決定は、他方の締約国が第十九条の規定に従って第二十一章の規定による紛争解決を利用する権利に影響を及ぼすものではない。

第十四条　新たな技術又は新たな特性を有する産品

締約国は、人の健康、安全性又は環境に対する十分に実証された危険性がある場合を除くほか、対象産品が規制されていない新たな技術又は新たな特性を取り入れていることを理由として、当該対象産品の自国の市場への提供を妨げ、又は不当に遅延させてはならない。各締約国は、千九百五十八年協定の新たな技術に関する関連規定を実施する。